

悩んでいませんか？

職場でのセクシュアルハラスメント

～ 男女雇用機会均等法が解決のお手伝いします～

職場におけるセクシュアルハラスメントとは

**職場において、労働者の意に反する
性的な言動が行われ、**

それを**拒否したことで解雇、降格、
減給などの不利益を受けること**

職場の**環境が不快なものとなったため、
労働者が就業する上で見過ごすことが
できない程度の支障が生じること**

を「職場におけるセクシュアルハラスメント」といいます。

職場とは、 〈例えば…〉

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ▶ふだん働いている場所 | ▶出張先 |
| ▶取引先の事務所 | ▶顧客の自宅 |
| ▶取材先 | ▶業務で使用する車中 |
| ▶アフターファイブの宴会（業務の延長と考えられるもの） | |

【対価型セクシュアルハラスメント】

〈例えば…〉

- 出張中の車内で、上司が女性の部下の腰や胸にさわったが、抵抗されたため、その部下に不利益な配置転換をした。
- 事務所で、社長が日頃から社員の性的な話題を公然と発言していたが、抗議されたため、その社員を解雇した。

【環境型セクシュアルハラスメント】

〈例えば…〉

- 勤務先の廊下やエレベーター内などで、上司が女性の部下の腰などにたびたびさわるので、部下が苦痛に感じて、就業意欲が低下している。
- 同僚が社内や取引先などに対して性的な内容の噂（うわさ）を流したため、仕事が手につかない。

！ 事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者及び学校における生徒等もセクシュアルハラスメントの行為者になり得ます。

- 職場におけるセクシュアルハラスメントは、男性も女性も、加害者にも被害者にもなり得る問題です。異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。
- また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向（※１）または性自認（※２）にかかわらず、該当することがあり得ます。
「ホモ」「オカマ」「レズ」などを含む言動は、セクシュアルハラスメントの背景にもなり得ます。また、性的性質を有する言動はセクシュアルハラスメントに該当します。

（※１）人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか （※２）性別に関する自己意識

ご存じですか？ 職場のセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です！

男女雇用機会均等法において、事業主には次のことが義務付けられています。

1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

セクハラの内容、「セクハラが起きてはならない」旨を就業規則等の規定や文書等に記載して周知啓発する

2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

セクハラ被害を受けた者や目撃した者などが相談しやすい相談窓口（相談担当者）を社内に設ける

3 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応など

セクハラ相談があったとき、すみやかに事実確認し、被害者への配慮、行為者への処分等の措置を行い、改めて職場全体に対して再発防止のための措置を行う

これらの措置は、業種・規模に関わらず**すべての事業主に義務付けられています。**

- 男性がセクシュアルハラスメントの被害者となることもあります。
「男ならこれくらい我慢しなければ」「男がセクハラ相談なんて恥ずかしい」と思わずに相談しましょう。
- 「勤務先に相談しても対応してくれない」「どこに相談したらいいかわからない」など、
お困りのときはすぐに都道府県労働局にご相談ください！



厚生労働省・都道府県労働局

セクシュアルハラスメントの被害にあった時は

はっきりと 意思を伝えましょう

ハラスメントによって、「困っている」「不快に感じている」「止めてほしい」など、あなたの意思を相手に伝えましょう。

「ノー」を言うことはとても勇気がいることですが、問題を解決するための一歩となります。

会社の窓口 に相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。

社内に相談相手がいないときも、ひとりで悩まずに、都道府県労働局※など外部の機関に相談しましょう。

厚生労働省のホームページからパンフレットのダウンロードができます

◆職場でのセクシュアルハラスメントでお悩みの方へ

職場でのセクシュアルハラスメント

検索

都道府県労働局が、あなたのお力になります！

相談して
ください！

匿名でも大丈夫。プライバシーは厳守します。
まずは相談してください！！ 相談は無料です！



1. 会社に対し、法律や制度の説明をします。
 2. その内容に応じて会社に事実確認を行い、会社に働きかけを行うなど、丁寧な対応に努めます。
 3. 会社との間に紛争が生じている場合は、助言、調停など解決のための援助を行います。
- ★ あなたの上承を得ずに、会社にあなたの情報を提供することはありません。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		